

平成 2 5 年 度 第 1 回 千 葉 市 文 化 財 保 護 審 議 会 議 事 録

- 1 日 時 平成 2 5 年 8 月 2 9 日 (木)
午後 2 時 0 0 分 ～ 3 時 4 0 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 1 2 階 第 1 会 議 室
- 3 出 席 者 (委 員)
岡本東三委員、萩原法子委員、段木一行委員、
長嶋栄次委員、明石昇委員、河東義之委員、
神谷睦代委員、吉村稔子委員
(事 務 局)
原生涯学習部長
横田文化財保護室長
湖口文化財保護室主査
長南主任主事
(関 係 職 員)
太田文化振興課主査

※委員改任の年であるため、議事に先立ち、委員の互選により会長に岡本委員、副会長に萩原委員が選任された。

4 議 題

議 事

- (1) 千葉市地域文化財の登録について (諮 問)
- (2) 旧検見川無線送信所文化財調査について
- (3) 加曽利貝塚の特別史跡指定に向けた取り組みについて
- (4) 旧神谷伝兵衛稲毛別荘の耐震工事について
- (5) そ の 他

5 議 事 の 概 要

議 事

- (1) 千葉市地域文化財の登録について (諮 問)
千葉市地域文化財の候補として、「検見川神社の神楽・祭囃子」についての諮問がなされた。次回の審議会において採決を行い、答申を行うこととなった。

(2) 旧 検 見 川 無 線 送 信 所 文 化 財 調 査 に つ い て

今年度実施している旧 検 見 川 無 線 送 信 所 の 文 化 財 調 査 に つ い て 内 容 の 説 明 を し 、 そ れ に つ い て の 意 見 を 得 た 。

(3) 加 曽 利 貝 塚 の 特 別 史 跡 指 定 に 向 け た 取 り 組 み に つ い て

今年度の取り組み内容及び今後のスケジュールについて説明し、それについての意見を得た。

(4) 旧 神 谷 伝 兵 衛 稲 毛 別 荘 の 耐 震 工 事 に つ い て

実施予定の耐震工事について、経緯と来年度実施予定の保存活用計画策定の方針を説明し、それについての意見を得た。

6 会 議 経 過

議 長 ： 議 事 に 入 る 前 に 、 議 事 録 署 名 人 と し て 段 木 委 員 を 指 名 す る 。

(委 員 承 諾)

議 事 (1) 千 葉 市 地 域 文 化 財 の 登 録 に つ い て (諮 問)

議 長 ： 議 事 の (1) に つ い て 事 務 局 よ り 説 明 を 願 う 。

(事 務 局 が 、 千 葉 市 地 域 文 化 財 候 補 の 検 見 川 神 社 の 神 楽 ・ 祭 囃 子 に つ い て 説 明 し た 後 、 諮 問 書 を 朗 読 し 、 審 議 会 会 長 に 手 渡 し た 。)

議 長 ： た だ い ま 事 務 局 か ら 説 明 が あ っ た が 、 何 か 質 問 ・ 意 見 等 は あ る か 。 こ の 件 に つ い て は 、 前 回 並 び に 前 々 回 に 検 討 し て い る 。

萩 原 委 員 ： 地 域 文 化 財 に 登 録 し て よ ろ し い の で は な い か と 思 う 。

議 長 ： 他 に 意 見 ・ 質 問 が な い よ う な の で 、 こ の 件 に つ い て は 、 次 回 の 審 議 会 に て 採 決 を 行 い 、 答 申 を 出 す こ と と す る 。

議 事 (2) 旧 検 見 川 無 線 送 信 所 文 化 財 調 査 に つ い て

議 長 ： 続 い て 議 事 の (2) に つ い て 事 務 局 よ り 説 明 を 願 う 。

(事 務 局 が 、 旧 検 見 川 無 線 送 信 所 文 化 財 調 査 に つ い て 説 明 し た 。)

議 長 ： こ の 建 物 の 図 面 は あ る の か 。

事 務 局 ： あ る 。

議 長 ： 平 成 2 2 年 度 に 行 っ た 建 物 調 査 と の 関 連 性 を 含 め て 、 調 査 の 監 修 者 で あ る 河 東 委 員 に 意 見 を う か が い た い 。

河 東 委 員 ： 平 成 2 2 年 度 に 行 っ た 建 物 調 査 は 、 あ く ま で も 構 造 等 の 調 査 で あ り 、 文 化 財 と し て の 調 査 で は な か っ た 。 こ の 調 査 に お い て 、 構 造 的 な 耐 久 性 は 、 ほ ぼ 良 好 な 状 態 で あ る と 考 え て よ い と い う

結果がでている。

今回は、この結果を踏まえて、文化財としてどう保存し、またどう活用するかという調査を行うものである。この建物は千葉市にとっては重要なものであるが、その重要性は一部の市民の方々にしか知られていなかった。どこがどのように重要であるか、きちんとした報告書がなかったので、資料に基づき、近代建築としての重要性を調査し、その結果を報告書にまとめる。さらに、類似した建物の活用事例を調査し、今後この建物をどう活用するかを検討するための資料とする。

将来的に、国、県、市の指定文化財や、国の登録文化財を目指す場合、報告書は不可欠である。

また、この建物は市の貴重な財産でありながら、おそらく市の内部の方々もほとんどそれを認識していないし、市民の方々も一部の熱心な方を除いて貴重な文化財であるという認識はないと思う。今回の調査では、行政の方々と市民の方々に、この建物の重要性や保存、活用方法をわかっていただくための基礎資料としたい。

議 長 : この調査はどこまで踏み込むのか。

事務局 : 今回は、文化財としての重要性及び活用事例の調査を行う。最終的にこの建物をどう取り扱うかは次の段階であり、その方針を決めるための基礎とする。

議 長 : この調査報告書に基づいて、市の内部の方々と市民の方々がこの建物をどうするのかを決めるということか。

事務局 : そのように考えている。

河東委員 : 例えば、建物の内部のある壁が文化財として重要であるが、市民の側からその壁を取り払って広い部屋にして活用したらどうかという提案があったとする。その際、この調査でその壁の重要性が明らかになっていれば、この壁は文化財として重要であり壊せないなので、この状態で、活用を考えなければなりません、ということが主張できる。

萩原委員 : この建物については、私もよくわからない。かつて、この建物の中でなにが行われていたのか、などについても知りたい。

事務局 : 検見川無線送信所の歴史や当時の街の様子がわかるような展示室にする、という活用の案もでているので、そういったもの

も取り込んでいきたいと考えている。

河東委員：ただし、今は建物の中は空であり、かつて使用されていたものは残っていない。

萩原委員：当時の写真も残っていないのか。

事務局：当時の資料や写真は残っている。郷土博物館が、かつて検見川無線送信所に勤めていた方のご子息に、当時の官舎はどこにあったかや、所長がどこに住んでいたのかなどの聞き取り調査を行っている。

萩原委員：この建物の周辺の方々が、この建物についてどう思っていたのかを調べたらよいと思う。

事務局：そのようなことがわかる資料を、郷土博物館とともに収集していきたいと思う。

段木委員：この調査の委託先である株式会社文化財工学研究について、質問したい。私は、この文化財工学研究所と一緒に仕事をしたことがあり、管理建築士の渡邊保弘さんとは非常に親しくしている。この方の父親の渡邊保忠さんは早稲田大学の教授で、高幡不動尊の五重塔を設計した人である。私は、文化財工学研究所は社寺建築を専門としている会社であると思っているが、今回の調査対象は近代建築であるので、そのあたりについて伺いたい。また、代表取締役の千葉さんは、この調査にどのような形でかかわるのか。

事務局：千葉さんは、今回の調査に直接的に関わることはない。文化財工学研究所は、東京都指定文化財である求道会館や千葉市の国登録有形文化財である旧神谷伝兵衛稲毛別荘の修繕に携わっており、近代建築の分野においても実績はある。

河東委員：先日、この調査の打ち合わせを行った時にわかったことだが、求道会館の改修工事をしている時期に、私は東京都の文化財保護審議会の委員をしており、渡邊さんとは一緒にこの件に携わっていた。求道会館の修復はかなりきちんとしていた。今回の調査では、渡邊さんは管理建築士という立場であり、直接的には近代建築を担当している増田健作さんが中心となる。

段木委員：近代建築の専門家がいて、実績があるならば問題はない。

議長：報告書を刊行する際に、市民向けに報告書の骨子がわかるようなダイジェスト版を作ったほうがよいと思う。

事務局：ある程度方針が決まった段階で、市民向けの説明は行う予定である。

議長：いずれにしても、この建物がどういうものであるかを、市民に理解してもらう必要があるため、次の段階として、現地説明会を含めて、報告書のダイジェスト版の作成等も検討してほしい。今回出された意見を踏まえて、調査を進めていただきたい。

議事（３）加曽利貝塚の特別史跡指定に向けた取り組みについて

議長：続いて議事（３）について事務局より説明を願う。

（事務局が、加曽利貝塚の特別史跡指定に向けた取り組みについて説明した。）

議長：この件については、教育委員会だけでなく、市長部局も巻き込んで、市一丸となって取り組んでいくということである。特別史跡になるために、どう活用されていくかが今後の課題である。特別史跡と史跡の違いはなにか。

事務局：国宝と重要文化財の違いと置き換えればわかりやすいが、ひとつ上の価値ということである。

議長：現在、特別史跡は全国で何件あるのか。

事務局：６１件である。そのうち縄文の特別史跡については、三内丸山遺跡、大湯環状列石、尖石石器時代遺跡の３カ所である。特別史跡に貝塚はないため、加曽利貝塚が特別史跡になれば、貝塚第１号ということになる。

議長：特別史跡指定になるためには、出土資料の再整理の報告も重要であるが、特別史跡になったときに、このようになるのだという全体のビジョンがないと、それだけでは厳しい。再整理の報告書ができたら自動的に特別史跡になるという問題ではない。

事務局：市長をはじめ、それは認識している。観光的な面も取り入れて、市全体で盛り上げていく。

萩原委員：加曽利貝塚については、最近の朝日新聞で連載があったが、これは、新聞社の方から取材にきたのか。

事務局：この件の取材に来た記者は、元々加曽利貝塚に興味を持っていて、以前から何回か取材に来ている。イボキサゴの食べ方等も取り上げてもらっている。マスコミも活用している。

議 長 : 理解の一環としてマスコミを活用するというのは良いが、市として全体の構想を打ち出す必要があると思う。実現可能かどうかは別として、新しい博物館を作るとか、このようになるから特別史跡になるのだ、また、特別史跡になったらこのように取り組むのだ、といったような市としての主張がほしい。そういったビジョンがあって、その裏付けのもとに進めていくべきである。

事務局 : 文化庁からは、管理整備計画を策定するよう指導されている。都市計画部門等の関係部局と連携しながら、策定に向けてビジョンを作っていく予定である。

議 長 : 先ほどの旧検見川無線送信所と同様に、市民の方々も理解できるようにしないと、特別史跡になるというのはそう簡単ではないと思う。幸い市長も理解を示しているわけだから、是非とも実現してほしい。一時は教科書にも載っており全国的に知られた遺跡であるので、千葉市としても守っていく、活用していく価値はあると思う。

長嶋委員 : 毎年生涯学習センターで遺跡発表会を行っていると思うが、主催は教育委員会か。

事務局 : 平成23年度までは、埋蔵文化財調査センターが教育振興財団に属しており、財団の主催であったが、前年度からセンターが教育委員会の所属になったので、教育委員会主催である。

長嶋委員 : あの場では、今のような話は非常に活発に出ている。人もたくさん集まっている。また、アトリウムでも様々な行事を行っている。

事務局 : 前年度の遺跡発表会では、アトリウムにおいて、縄文体験と並行して、再整理の成果品や写真を展示した。今後も毎年実施していく予定である。また、遺跡発表会のみならず、さまざまな形で発信していく。

議 長 : 特別史跡にはそう簡単になるとは思わないが、継続的に盛り上げていく工夫をし、是非とも実現してほしい。先生方の意見も活用して、うまくいくようしっかり取り組んでほしい。

議事（４）旧神谷伝兵衛稲毛別荘の耐震工事について

議 長 : 続いて議事（４）について事務局より説明を願う。

（太田文化振興課主査が、旧神谷伝兵衛稲毛別荘の耐震工事について説明した。）

議長：これは、旧神谷伝兵衛稲毛別荘だけの耐震工事で、隣にあるギャラリーの建物は大丈夫なのか。

太田主査：ギャラリーは昭和30年代に建てられたものなので、漸次耐震工事を進めていかなければならないと考えている。ただ、まずは敷地の一番奥にある別荘から着手する予定である。

議長：別荘の耐震工事の実施にあたっては、この建物は国の登録文化財であるため、保存活用計画の策定が必要であるということだが、関係資料によると、この計画策定のために審議会に専門委員を設置する、とある。これについて事務局より説明を願う。

（事務局が専門委員の設置について説明した。）

議長：保存活用計画そのものは、民間調査機関に委託し、専門委員の指導のもと作ってもらって、審議会はそれについて検討していくということになる。来年度の何回目かの審議会の中でこれを討議し、活用計画を策定するという形となるのか。

太田主査：文化庁から、計画の雛形は指導されている。今年度はまだ白紙状態であるので、これから所管課で細部を検討し、来年度早々に支援組織（民間調査機関）と契約して、できれば来年度第1回の審議会にて中間報告をしたいと考えている。

議長：承知した。

河東委員：今話に出ている保存活用計画というのは、いわゆる保存管理計画ではなく、登録文化財の保存活用についてのものなのか。

太田主査：この文化財は、すでに公開されており、ある程度定着しているが、まだまだ周知が図られていないため、周辺の案内等を含めた総合的な活用計画をたてる必要があると認識している。この活用計画の中に耐震計画も盛り込み、改修工事を実施していく予定である。

河東委員：文化庁から工事費用の補助はでるのか。

太田主査：先月、千葉県職員とともに文化庁にうかがい協議を行ったが、その点に関しては前向きに聞いてもらえた。

河東委員：保存管理計画とは、具体的なことに限らずに、短期的・中期的・長期的な計画を含めて、その文化財をどう維持管理し活用していくかというものである。これを作れば、文化財の価値を

もう一段階上げる足掛かりとなる。今回の計画はそれとは微妙に違っていて、あくまでも登録文化財の保存活用という意味での保存活用計画ということだろう。

この建物は、千葉市では最も古い鉄筋コンクリート建造物であるが、その構造は、現在の柱・梁式のいわゆるラーメン構造ではなく、それ以前の壁式鉄筋コンクリート構造である。おそらく壁圧が少し問題になってきているのではないかと思う。昭和の初期には、鉄筋が入っていない無筋コンクリートの建造物もあった。いずれにしても、今の鉄筋コンクリートとは違うので、構造的な問題がでてくるであろう。

議長：色々と今後の課題はあると思うが、今出た意見を参考にして進めていただきたい。最後に「その他」ということで、なにかあるか。

長嶋委員：今回も様々なものについて審議したが、紙の資料のみでは実感がわからないので、やはり現地に行き、自分の目で見てみたいと思う。そうすれば、いろいろな話もすぐに納得できる。検見川無線送信所も実際に建物の中に入ってみれば、違った印象をもつと思う。できれば、現地を見ながら審議する機会を設けてもらいたい。

議長：それは重要である。これまでも審議会として現地に行き、現地で指導することがあったが、今後もそういった機会を設けたほうがいい。

事務局：了解した。

議長：他になにかあるか。

吉村委員：私の専門分野である美術工芸においては、保存と活用は両立しない。つまり、保存のためには活用を制限しないといけない。建築の分野では、そうではなく、保存と活用が同時に求められるということに驚いた。活用というのは、結局、もっと大勢の人に来てもらうようにしなさいということなのか。

河東委員：近代建築は、建てられた当時の機能では、時代が変わると使えなくなるので、そのために壊された事例が非常に多い。そのため、建てられた当時の機能ではなく、現代の機能でもって保存していこうとなると、当然活用を考えなくてはならない。建造物は、使わないと傷みが激しくなる。木造ならば、3年間使

わないと廃墟になってしまう。鉄筋コンクリートでも、使わな
いで閉めっぱなしで保存しているだけでは長持ちしないし、維
持していくことはできない。美術工芸は、ものが小さいのでき
ちんと温度湿度を含めた管理ができるが、建造物はものが大き
いので、全館管理はできず、外に出しっぱなしの状態である。
建造物の博物館である明治村は、野外博物館なので、活用を考
えて、色々なイベントを行っている。活用しないと保存できな
い、という建造物の宿命みたいなものがあると思う。

吉村委員：理解した。

議長：他になれば、これにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話 043-245-5962